

# ハロートレーニング（職業訓練）について

職業訓練の趣旨をご理解のうえ応募いただきますようお願いいたします。

**趣旨・・・「職業訓練」の名のとおり、訓練開始日現在に失業中で「就職」を積極的に目指す方のためのものです。**

このため、以下のような方は職業訓練を受講できません。

- 職業訓練で得た知識・資格を就職のために活かす気持ちのない方・・・例えば
  - ・『資格を持っているけど復習のために』訓練を受けたいという方
  - ・『とりあえず』『なんとなく』『就職以外の目的』で訓練受講を希望する方
- 他の資格を十分に取得しているなど、それ以上の資格取得（訓練受講）が就職に資するものではないと安定所が判断した方
- 希望職種等が決まっていない方
- 訓練開始日現在で在職中の方（1週間あたり20時間以上働いている方）
- 自営業を営んでいる方 など

※ ハローワークに求職の申し込みをしていない方は、求職申込書を記入してください。

※ ご本人の希望や健康状態、家庭環境等から原則フルタイムでの就職を目指す方（最低でも1週間あたり20時間以上の仕事に就けること）が職業訓練に応募できる条件の一つです。

このため、通院中の方などは、上記時間以上での就職可否を判断するため、『主治医の意見書』等を安定所に提出していただく場合があります。

※ 生活保護を受給されている方は、ハローワークの担当ナビから市町村等の担当者（ケースワーカー等）に、職業訓練を受講できる状況であるか確認のうえ、「生活保護受給者等就労支援自立支援事業」に参加していただく必要があります。

◎ 訓練期間や時間については科目によりそれぞれですが、滝川で実施のものは 〔9～16時〕 × 〔月～金曜日の週5日〕 × 科目により〔3ヶ月〕 or 〔6ヶ月〕が多いです。

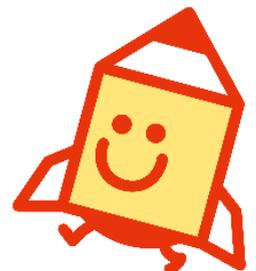
◎ 応募～受講の流れは主に以下のとおりです。

【願書提出】 → 【選考試験】 → 【合格発表】 → （受講指示） → 【訓練開始】

◎ 受講料は無料ですが、テキスト代、資格試験の受験料などは別途ご負担いただきます。

◎ 応募者が一定数に満たない場合、訓練実施が中止となる場合があります。

◎ 訓練開始後欠席が多い場合、訓練カリキュラムの8割以上の出席が見込めなくなった時点で退校処分となります。



## 訓練期間中の給付について

### 1. 安定所長から「受講指示」を受ける方

雇用保険受給者で、下の表を満たしている方がこれにあたります。

所定給付日数	訓練開始日現在で 必要な支給残日数		所定給付日数	訓練開始日現在で 必要な支給残日数	
	給付制限 ある場合	給付制限 ない場合		給付制限 ある場合	給付制限 ない場合
90日	31日以上	1日以上	240日	91日以上	
120日	41日以上	1日以上	270日	121日以上	
150日	51日以上	31日以上	300日	151日以上	
180日	61日以上		330日	181日以上	
210日	71日以上		360日	211日以上	

- ・一定の条件、要件のもと受講手当、通所手当が支給されるほか、訓練期間中に所定給付日数分が支給終了しても、訓練修了まで基本手当が延長されます(訓練延長給付)。
- ・訓練期間中の給付手続きは原則学校が行います。就労した日や訓練を欠席する日については必ず学校に申告してください(確認書類提出を要する場合あり)。就労した日や訓練を欠席した日について、原則その日分の給付は支給されません。
- ・訓練期間中の給付は、認定日ごとではなく月末締・翌月中旬頃振込となる予定です。
- ・就職以外の都合で中途退校した際は、退校日以降の受講手当、通所手当及び訓練延長給付は当然支給されません。退校日時点で基本手当の支給残日数がある場合、その分は退校日翌日から1ヶ月の給付制限経過後に支給対象として再開されます。
- ・受講する訓練科目によって、訓練期間中及び訓練修了後の一定期間、月に1度安定所が指定する日に来所し、職業相談をしていただくことが必須となる場合があります。

### 2. 安定所長から「受講推薦」を受ける方

雇用保険受給者で上の表を満たしていない方、雇用保険受給資格がない方で下記3「支援指示」に該当しない方がこれにあたります。

- ・雇用保険受給者は、訓練期間中であっても認定日に来所が必要です。
- ・1に記載した受講手当、通所手当、訓練延長給付は該当しません。

### 3. 安定所長から「支援指示」を受ける方

雇用保険受給資格がない方で一定の要件を満たす方、訓練開始前及び訓練期間中で雇用保険が支給終了となった方で一定の要件を満たす方がこれにあたります。

- ・訓練期間中は職業訓練受講給付金(月10万円)が支給されます。
- ・訓練期間中及び訓練終了後の一定期間、月に1度安定所が指定する日に来所し、職業相談をしていただくことが必須です。
- ・特別な事情がなく学校を欠席した日が1日でもあれば、**その月(支給単位期間)分の給付は支給されません。**(令和5年3月までに開始される訓練は特例によりその日分のみ不支給)